

群馬県暴力団排除条例の一部を改正する条例

改正の趣旨

群馬県暴力団排除条例は、暴力団員による不当な行為を防止し、県民の安全で平穏な生活の確保を目的として、平成23年4月1日に施行、運用されています。

しかし、県内の主要な繁華街では、暴力団が組織実態を隠蔽しながら不法行為を行っている状況が認められるほか、事業者がいまだ暴力団と交際し、その関係遮断が図れていない実態が認められます。

そこで、現在の暴力団を取り巻く情勢の変化に応じた規制強化の必要性を認め、より安全で安心な県民生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、現行条例の一部を改正することとしました。

改正の概要

1 暴力団排除に関する基本的施策等

【暴力団からの離脱促進】（新設）

県は、暴力団員の暴力団からの離脱を促進するため、県暴力追放運動推進センター等と連携して離脱希望者や関係者に対し、情報提供、助言等を行うこととします。

2 青少年の健全な育成を図るための措置

【青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止】（新設）

暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止し、違反者に対する措置として、公安委員会は、中止命令、再発防止命令を発出できることとし、命令に違反した者は、罰則（懲役又は罰金）の対象とします（詳細は「6 罰則」を参照。）。

また、公安委員会は、違反事実の有無を明らかにするため、違反した疑いのある者に対して説明又は資料の提出を求めることができることとし、これを拒否等した者に対しては公表の措置を講じることができることとします（詳細は「5 違反者に対する措置等」を参照。）。

【暴力団事務所の開設等の禁止】（拡大）

周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営（以下「開設等」といいます。）を禁止する保護対象施設に既に規定されている学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館、家庭裁判所等に加え、都市公園法第2条に規定する都市公園を追加し、違反者は、現行の条例の規定に基づき罰則（懲役又は罰金）の対象とします。

また、都市計画法第8条に規定する住居地域（田園住居地域を除く。）、商業地域及び工業地域（工業専用地域を除く。）（以下「用途地域」といいます。）を暴力団事務所の開設等禁止区域とし、違反者に対する措置として公安委員会は、中止命令を発出できることとし、命令に違反した者は、罰則（懲役又は罰金）の対象とします。

なお、用途地域内に開設等された暴力団事務所を確認するため、警察官による建物内への立入権限を設け、立入りを拒否した者は、罰則（罰金）の対象とします（詳

細は「6 罰則」を参照。)

3 暴力団の威力を利用することの禁止等

【自己又は他人の名義を利用させることの禁止】(新設)

何人も暴力団員が暴力団員である事実を隠蔽するための名義利用であることを知った上で、暴力団員に対し、自己又は他人の名義を利用させることを禁止し、公安委員会は、違反が疑われる場合には調査を実施し、違反者に対しては、勧告・公表の措置を講じることができることとします(詳細は「5 違反者に対する措置」を参照。)

【他人の名義を利用することの禁止】(新設)

暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で他人の名義を利用することを禁止し、違反者に対しては調査・勧告・公表の措置を講じることができることとします(詳細は「5 違反者に対する措置」を参照。)

4 暴力団排除特別強化地域

【暴力団排除特別強化地域】(新設)

住民及び来訪者にとって一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として、前橋市(千代田町4・5丁目)、高崎市(新紺屋町、中紺屋町、柳川町のうち主要地方道あら町下室田線から東側の地域、寄合町)、伊勢崎市(本町)、太田市の一部(太田市飯田町の一部で、太田九合143号線と太田市道2級32号線との交差点を起点として、同線を東進し、太田九合146号線との交差点に至り、同交差点から同線を南進し、一般県道323号鳥山竜舞線との交差点に至り、同交差点から同線を西進し、太田九合143号線との交差点に至り、同交差点から同線を北進して起点に至る各線で囲む地域)を暴力団排除特別強化地域(以下「特別強化地域」といいます。)と定め、特別強化地域内における下記行為を禁止します。

【特定営業者の禁止行為】(新設)

特別強化地域内の風俗営業者及び飲食店営業者(以下「特定営業者」といいます。)が特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けること又は用心棒料・みかじめ料などの利益を供与することを禁止し、違反者は、罰則(懲役又は罰金)の対象とします。(詳細は「6 罰則」を参照。)

【暴力団員の禁止行為】(新設)

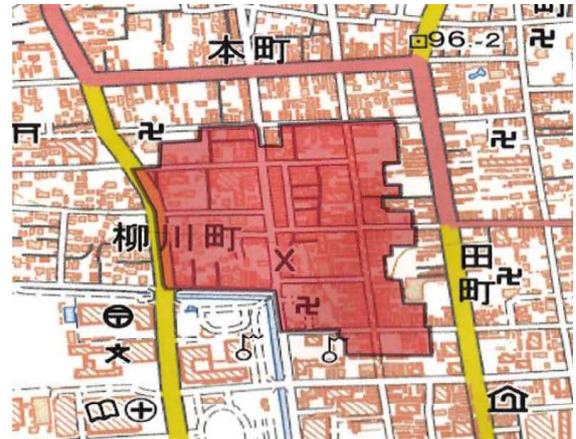
暴力団員が特別強化地域における特定営業の営業に関して特定営業者に対し、用心棒の役務を提供し、又は自らが指定した者に用心棒の役務の提供をさせることや特定営業者から用心棒料・みかじめ料などの利益の供与を受けることを禁止し、違反者は、罰則(懲役又は罰金)の対象とします(詳細は「6 罰則」を参照。)

特別強化地域

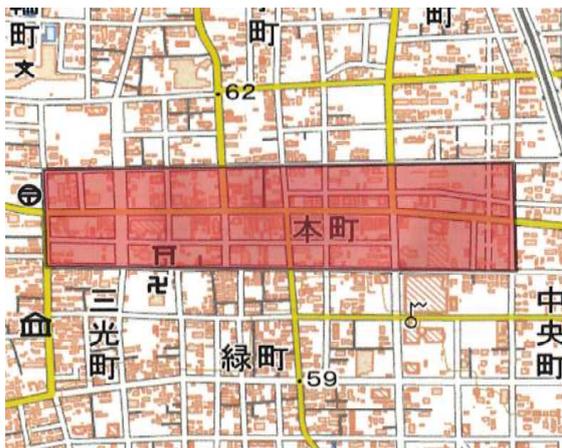
【前橋市】



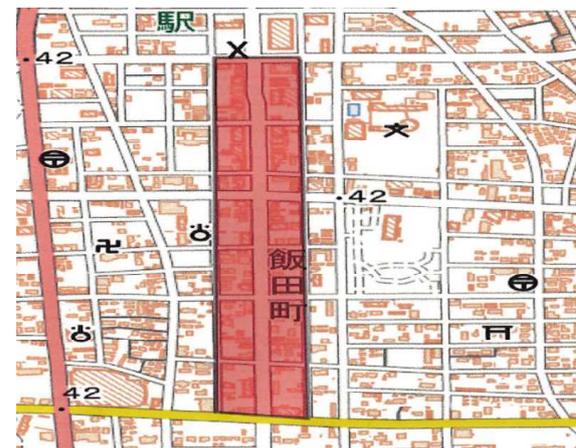
【高崎市】



【伊勢崎市】



【太田市】



5 違反者に対する措置等

【調査及び立入り】（立入りを追加）

用途地域において暴力団事務所の開設等が疑われる際、公安委員会は、違反の事実を明らかにするために建物内への立入り、内部を検査等することができるようにします。

違反者は、罰則（罰金）の対象とします（詳細は「6 罰則」を参照。）。

現行の条例では、利益の供与、利益の受供与、施設利用契約の禁止、暴力団事務所の用に供される不動産譲渡契約の禁止等が調査の対象になっていますが、改正条例では、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止、自己又は他人の名義を利用させることの禁止、他人の名義を利用することの禁止も調査の対象となります。

【勧告】（対象行為の拡大）

現行の条例では、金品等の供与の禁止（第17条）、金品等の供与を受けることの禁止（第18条）、施設利用契約の禁止（第20条第1項）、暴力団事務所の用に供される不動産譲渡等契約の禁止等（第21条第1項）が勧告の対象となっていますが、改正条例では、自己又は他人の名義を利用させることの禁止、他人の名義を利用することの禁止も勧告の対象とします。

【事実の公表】（対象行為の拡大）

現行の条例では、説明若しくは資料の提出を正当な理由がなく拒んだ者又は勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わなかったときにその旨を公表することができるかとされていますが、勧告の対象行為を拡大するため、公表の対象行為も拡大となります。

また、現行の条例では、利益の供与、利益の受供与、施設利用契約の禁止、暴力団事務所の用に供される不動産譲渡契約の禁止等が調査の対象になっていますが、改正条例では、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止、自己又は他人の名義を利用させることの禁止、他人の名義を利用することの禁止も調査の対象となり、調査を拒否するなどした場合には、現行の条例の規定に基づき公表の措置を講じることができることとします。

【命令】（新設）

公安委員会は、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止に違反した暴力団員に対して行為を中止するよう中止命令を発出することができるようにし、複数の青少年に対して同様の行為を行っている場合には再発防止命令を発出できるようにします。

また、用途地域で暴力団事務所の開設等が行われた際も中止命令を発出できるようにします。

なお、中止命令・再発防止命令に違反した者は、罰則（懲役又は罰金）の対象とします（詳細は「6 罰則」を参照。）。

6 罰則

【罰則】（対象行為の拡大）

暴力団事務所の開設等の禁止、特別強化地域内における特定営業者及び暴力団員の禁止行為、用途地域内における暴力団事務所の開設等に対する中止命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すことができることとします。

青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止に対する中止命令、再発防止命令に違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すことができることとします。

用途地域内における暴力団事務所の開設・運営の疑いがある際の立入りを拒否等した暴力団員に対して20万円以下の罰金を科すことができることとします。

【自首減免規定】（新設）

特別強化地域内における特定営業者の禁止行為については、事業者からの自主的な申告があった場合は刑を減免することができることとします。

【両罰規定】（新設）

罰則に関する行為を法人の代表者や従業者等が行った場合は、行為者のほか、法人又は人に対しても罰金刑を科すことができることとします。

特定営業

営業の種類	法令の種類	業務形態
風俗営業	風適法第2条第1項	キャバクラ、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等
性風俗関連特殊営業	風適法第2条第5項	ソープランド、ファッションヘルス、ラブホテル、デリバリーヘルス等
特定遊興飲食店営業	風適法第2条第11項	ナイトクラブ、ダンスホール等
接客業務受託営業	風適法第2条第13項	コンパニオン派遣業等
飲食店営業	食品衛生法第55号第1項	ラーメン店等の主食と認められる食事提供業者 居酒屋等の酒類提供業者
風俗案内業		風俗案内所等

定義(第2条)

第1号 暴力団
第2号 暴力団員
第3号 暴力団員等
第4号 暴力団事務所

第1号～第4号 + 青少年、特定営業、特定営業者

新設規定

- ・ 暴力団からの離脱促進
- ・ 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止
- ・ 自己又は他人の名義を利用させることの禁止
- ・ 他人の名義を利用することの禁止
- ・ 暴力団排除特別強化地域(以下「特別強化地域」)
- ・ 特定営業者の禁止行為
- ・ 暴力団員の禁止行為
- ・ 命令(中止命令・再発防止命令)

暴力団事務所の開設等の禁止(第15条)

第1項 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域においては、これを開設し、又は運営してはならない。
1号(学校等)、2号(児童福祉施設等)、3号(図書館)、4号(博物館)、5号(公民館)、6号(家庭裁判所)、7号(少年院等)、8号(保護観察所)、9号(その他)

- ◆ 保護施設の追加
1号～第9号 + 都市公園
- ◆ 保護区域の新設
都市計画法に規定する住居地域、商業地域、工業地域(以下「用途地域」)

調査(第22条)

第1項 公安委員会は、第17条、第18条、第20条第1項又は前条第1項の規定に違反する行為(以下「違反行為」という。)をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

調査及び立入り

- ◆ 立入り権限の付与
用途地域での暴力団事務所開設等に対する警察職員による調査、立入り
- ◆ 調査対象の拡大
第17条～第18条の3まで、第20条第1項、第21条第1項 + 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止、自己又は他人の名義を利用させることの禁止、他人の名義を利用することの禁止

勧告(第23条)

第1項 公安委員会は、違反行為があった場合において、当該違反行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該違反行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。



◆ 対象行為の拡大
違反行為 ＋ 自己又は他人の名義を利用させることの禁止、他人の名義を利用することの禁止

事実の公表(第24条)

第1項 公安委員会は、第22条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。



◆ 対象行為(調査拒否)の拡大
違反行為 ＋ 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止、自己又は他人の名義を利用させることの禁止、他人の名義を利用することの禁止

◆ 対象行為(勧告違反)の拡大
違反行為 ＋ 自己又は他人の名義を利用させることの禁止、他人の名義を利用することの禁止

罰則(第26条)

第1項 第15条の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する



◆ 対象行為の拡大
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

- ・ 第15条の規定違反

＋

- ・ 特別強化地域における特定営業者の禁止行為違反
- ・ 特別強化地域における暴力団員の禁止行為違反
- ・ 用途地域における暴力団事務所の開設等の禁止に対する中止命令違反
(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- ・ 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止違反に対する中止命令、再発防止命令違反
(20万円以下の罰金)
- ・ 用途地域における暴力団事務所の開設等の禁止に対する調査立入り拒否等

◆ 規定の新設
自首減免規定(特定営業者)、両罰規定